

衆院外務委 参考人質疑が示したもの

核密約文書である「討論記録」の署名（一九六〇年一月六日）にあたり、日本側が米側の意図を理解していたのかどうか。この点が、参考人質疑での大きな焦点となりました。

「討論記録」は、核兵器の配備は日米間の「事前協議」の対象とした上で、核兵器を搭載した米艦船・航空機の日本への立ち入り（エントリー）は「現行通り」、つまり核持ち込みを従来どおり自由に続けることを合意していました。

ところが、「整音書」は「討論記録」の存在を認めながら、核艦船・航空機の寄港・通過を「事前協議」の対象外にするという解釈について、「（米国は）日本側に明らかにした形跡はない」と結論づけました。



参考人に質問する笠井亮
議員＝2日、衆院外務委

核密約文書である「討論記録」の署名（一九六〇年一月六日）にあたり、日本側が米側の意図を理解していたのか――。この点が、参考人質疑での大きな焦点となりました。

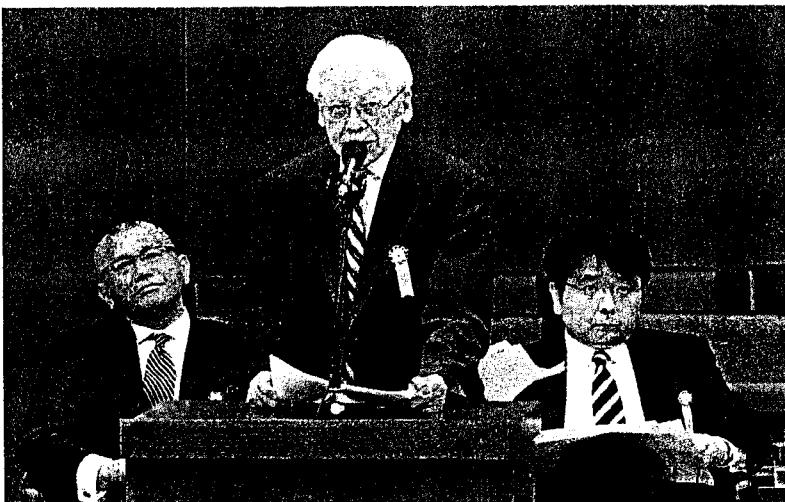
「討論記録」は、核兵器の配備は日米間の「事前協議」の対象とした上で、核兵器を搭載した米艦船・航空機の日本への立ち入り（エントリ）は「現行通り」つまり核

けています。有識者委員の一人である坂元一哉・大阪大教授は、「討論記録」の解釈で「日米間に不一致があつた」と強調しました。

これに対し日本共産党的井亮議員は、①安保改定交渉初日の58年10月4日に米側が「事前協議」に関する解説

初日から解釈明示

外務省の「密約」調査を巡って行われた2日の衆院外務委員会での参考人質疑。核密約の存在を否定する「有識者委員会報告書」の虚構性に加え、日米間で交わされた無数の「密約」は、米国が日本を一方的に束縛するという従属的な性格が浮かび上りました。



意見をのべる国際問題研究者の新原昭治氏＝2日、衆院外務委

核搭載艦の寄港あつたか

91年にアッシャム政権が戦術核撤去を表明して以降も、（NPR）で、水上艦船への日本に核搭載艦船が寄港していたのか。これも焦点となりました。

日本国問題研究者の新原昭治氏は、94年の米核態勢見直しにより、潜水艦への核配備能力を撤去する一方、備能力を維持すると方針転換したことを探ります。実際、20

00年当時、10隻の攻撃型原潜が核任務の認証を受け、日本に寄港していくことや、原潜搭載型の核トマホークについて、廃棄の期限である13年以後も「段階的な廃棄」と称して配備を継続する可能性を挙げました。

分をあげて反論しましたが、
自書を含め、58～59年当時の
文書について正面から言及し
ませんでした。
また、坂元氏は、核持ち込
みに関する明確な合意がなか

「たとえば、本側の文書が欠落していた」ことを挙げ、将来、欠落文書が発見されれば、論議が変わるとの姿勢を示しました。これについて笠井氏は、「報告書」は研究者の個人論文ではない。日本国民の命運がかかって問題だ」と批判しました。

占領期の特権 今も

占領期の特権今も

身、自著「日米同盟の絆」で58年当時の米解禁文書を引用して、「日本側は、艦船の寄港は事前協議の対象外にした」というアメリカ側の意図を十分理解していたと思われる」と書いていたことを示しました。

坂元氏は、66年当時の米側文書に、「艦船と航空機に積載された核兵器の問題は…どのような真具体的な了解にも達しなかった」と記されている部

日米安保条約にかかる膨大な密約。いったい、この「密約」とは何なのか、有識者委が対象とした4分野以外にも密約はあるのか。「密約」論も各国民党員の大きな関心となりました。

琉球大学の我部政明教授は、「一連の密約は「日本側の行動を規制するもの」である」と述べました。

ち込み②朝鮮半島への自由出撃③沖縄への核再配備④沖縄返還に伴う原状回復費の肩代わり)の密約以外に存在が明らかなものとして、①米軍の事件・事故にかかるる刑事裁判権の放棄に関する密約②原子力空母の配備に伴う放射能調査に関する密約③日本有事の際に自衛隊が米軍の指揮下に入るとの密約などを指摘。明確な文書が存在しない、1960年の「もう一つの核密約」として、日本国内への核貯蔵に関する密約を挙げ、これらに関する調査を求めまし